



平成29年度

# 家庭ごみ収集カレンダー

(平成29年4月から平成30年3月まで)

ごみは指定袋で区名・氏名の方を前に向けて整理して、収集日の朝8時までに決められたごみ集積所(ごみステーション)に出してください。

## 祝日収集します

前日や夜中は近隣の迷惑、交通の妨げ、不審火のもとになりますので必ず当日に出しましょう。

ごみ袋は・・・

### 区名

分別	ごみ収集日(※祝日収集します)						
燃やせるごみ	毎週火・金曜日						
プラスチック類	毎週水曜日						
燃やせないごみ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
燃やせないごみ	8・22日	13・27日	10・24日	8・22日	12・26日	9・23日	
ペットボトル有害ごみ	3・17日	4・18日	3・17日	3・17日	7・21日	4・18日	
資源物	6・20日	6・20日	5・19日	6・20日	10・24日	7・21日	
燃やせないごみ	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃やせないごみ	14・28日	11・25日	9・23日	13・27日	10・24日	10・24日	
ペットボトル有害ごみ	5・19日	4・20日	4・18日	6・20日	3・17日	3・19日	
資源物	7・23日	6・23日	7・21日	8・22日	5・19日	5・22日	

ごみ袋などには区名及び氏名を書いてください	町指定半透明袋又は高密度ポリエチレン製表示の半透明袋	スーパーバッグ(レジ袋)	半透明のビニール袋	紙袋及びダンボール箱
燃やせるごみ(生ごみ・貝殻・木・草の葉など)	○	×	×	×
プラスチックごみ	○	○	○	×
燃やせないごみ	○	○	○	×

※町指定半透明袋で、炭酸カルシウム30%以上混入の表示があるものは、燃やせるごみで使用できます。

※ダンボール箱は、資源物として出してください。

※紙袋は「雑紙」です。資源物として出してください。

8

## ごみの分け方と出し方 (袋には、区名・班・氏名を書いてください。)

燃やせるごみ	プラスチック類	燃やせないごみ	ペットボトル	資源物
<p>植木・板くず(長さ50cm以内)</p> <p>紙おむつ</p> <p>草・花(根についた土を払い落とす)</p> <p>雑巾布きれ</p> <p>貝殻</p> <p>落葉など</p> <p>※「雑紙」は資源物として出してください。</p>	<p>壊してから出すもの</p> <p>タンス・木の机・下駄箱(名札を添付)(長さ50cm以内)</p> <p>袋で出す場合一度に5袋までにして出す。</p> <p>台所のごみはよく水を切り、町指定袋に入れ、口を結ぶ。</p> <p>木の枝、竹、およびタンスなどの木製品は50cm以内に切り、麻ひも・紙ひも・縄などで束ねて紙に氏名を書いたものを添付する。また、枝の太さは直径10cm以内のもの。</p> <p>直径10cmを超えるものは、燃やせないごみに出すか自主搬入。(1度に出す束は5束まで、6束以上は自己搬入)</p> <p>プラスチック類・金具類は、取り外して出す。机など金属が外れない場合は、燃やせないごみに出す。</p> <p>資源物にならない雑巾、布きれ、ハギレ、切った下着、穴あき靴下、ストッキング、毛糸など。</p> <p>串やようしなど先のとがったものは、二つに折る。</p> <p>生ごみはコンポストや生ごみ処理機などで減量につとめてください。(補助金制度あり)</p> <p>※「雑紙」は燃やせるごみではありません。資源物として出してください。</p>	<p>卵パック</p> <p>さしみ、お総菜等のスチロール系のトレイやイチゴなど各種パック類(弁当がらなど)</p> <p>洗剤・シャンプーの容器(中を洗浄する)</p> <p>プラスチック製の食品容器 調味料袋(葉は燃やせるごみ)</p> <p>葉錠剤ケース</p> <p>ヤクルトの容器</p> <p>調味料の容器など(フタを外す)</p> <p>発泡スチロール</p> <p>スーパーの袋・菓子の袋・ラップ類</p> <p>プラスチック製の食品容器 調味料袋(葉は燃やせるごみ)</p> <p>プラスチック製の食品容器 調味料袋(葉は燃やせるごみ)</p>	<p>鏡・電球など</p> <p>ビン・ガラス製品</p> <p>靴類</p> <p>CD、DVDカセットテープ、ビデオテープ</p> <p>アルミ箔など</p> <p>乾電池・バッテリーは外す。</p> <p>※PET1の識別表示マーク(♻️)が付いているものに限りです。</p>	<p>ペットボトル</p> <p>乾電池</p> <p>蛍光灯</p> <p>資源物</p> <p>びん類</p> <p>古紙類「雑紙」</p> <p>布類</p> <p>※「雑紙」の種類については「ごみの出し方便利帳」の11ページを参照してください。</p>

町が収集しないごみ → 購入業者(販売店)で引き取ってもらうか、処理業者に処理を頼んでください。

### リサイクル法対象機器

(1) 家電	(2) パソコン	(3) バイク
テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ)	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
エアコン・室外機	衣類乾燥機	

※町では、収集しません。

### 注意事項

- ごみを直接持ち込む場合は排出確認のため、免許証等身分を証明するものを持参してください。(「第4版 ごみの出し方便利帳」の1ページ下段を参照)
- 直接持ち込む場合にも、「ごみの分け方と出し方」の例にならない必ず分別して持ち込んで下さい。
- 事業系一般廃棄物は有料ですので、焼却場へ問い合わせてください。
- 商店・事業所など、事業活動に伴って発生するごみは、産業廃棄物です。産業廃棄物は、町では回収処理しません。産業廃棄物処理業者に委託してください。
- 粗大ごみ(家具等)は、受付後、最終処分場に運搬をお願いします。
- 医療廃棄物は、診療を受けている医療機関に持ち込んで処理してください。

ごみについての問い合わせは

## 長泉町塵芥焼却場

☎ 986-8393  
FAX 988-8432

※「第4版ごみの出し方便利帳」もご覧ください。

